

陸上貨物運送事業労働災害防止協会会長  
会長 渡邊 健二 殿

陸上貨物運送事業における労働災害防止に向けたより一層の取組に関する要請書

日頃より、厚生労働行政の推進に格段の御配意を賜り、厚く御礼申し上げます。

陸上貨物運送事業（以下「陸運業」という。）における死亡災害は貴協会及び会員事業者の皆様のご尽力により着実に減少しておりますが、死傷災害（休業4日以上労働災害）については過去十数年間増加傾向にあり、この傾向は今年も変わりません。さらに、死傷年千人率（年間の千人当たりの災害発生件数）は8.94と、全産業の2.33と比べ約4倍と極めて高い水準にあるなど、厚生労働省としては労働災害の重点業種と位置づけております。

陸運業における労働災害の約7割が荷役作業時に発生しており、特に荷台等からの墜落・転落が最も多く発生しています。荷運搬用のロールボックスパレット（カゴ車）の取扱い中の災害も多発（令和2年は約1千件発生）していますが、この約8割が不適切な取扱いが原因となっており、ロールボックスパレット（カゴ車）の安全な取扱い方法の徹底が必要と考えます。

また、陸運業が発展していく中で、安全な職場環境は事業を継続する上での重要な経営課題であると考えられ、女性や高齢者が益々活躍できる社会の実現のためにも大変重要な課題です。

つきましては、このような現下の状況を御理解頂き、下記事項につきまして、貴団体におけるより一層の積極的な取組が展開されますよう、御協力をお願い申し上げます。

## 記

- 一 現下の労働災害発生状況とその防止対策の必要性について、会員企業の皆様に広く共有されるように、周知と啓発が行われるようお願いいたします。
- 二 特に多発している荷役作業時の労働災害の防止対策として、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく墜落・転落災害の防止、ロールボックスパレット（カゴ車）の安全な取扱いの推進に取り組んでいただきますようお願いいたします。特にテールゲートリフターを使用してロールボックスパレット（カゴ車）を取り扱う場合の安全対策の徹底をお願いいたします。
- 三 創意工夫による効果的な労働災害防止活動を行っている会員企業の好事例を収集し、その情報共有を図っていただくなど、会員の皆様が効果的な取組を行えるようご支援をお願いいたします。

厚生労働副大臣

